

受託研究の研究経費として算定する基準について

受託研究は、企業等外部の機関(以下「学外機関」という。)からの委託を受け、当該学外機関の負担する経費を使用して職務として研究を行い、その成果を当該学外機関に報告する制度である。

したがって、受託研究の実施に当たって、学外機関から受け入れるべき研究経費は、以下の原則に則って算出するものとする。

経費負担の原則

本学負担

大学の施設・設備を受託研究の用に供する

- ・ 各部門、専攻に配賦された教員研究室、実験室など
- ・ 大学の共通設備、研究室の設備

当該施設・設備の維持・管理等に必要な経常経費

- ・ 施設を維持・管理等に必要な通常の経費
- ・ 設備を維持・管理等に必要な通常の経費

学外機関負担

受託研究実施上において、必要となる設備備品費、消耗品費、人件費、光熱水料、謝金、旅費、その他の直接経費

- ・ 設備備品費：設備備品購入費
- ・ 消耗品費：消耗品購入費
- ・ 人件費：産学官連携研究員、研究員、研究補助員の雇用費
- ・ 謝金：研究補助、翻訳等の謝金
- ・ 旅費：国内出張旅費、外国出張旅費
- ・ 光熱水料：電気（設備装置、コンピュータ用、機器空調用など）・上下水道、瓦斯（実験機器、機器空調用など）料金
- ・ その他の直接必要な経費：創造連携センター・共同研究棟のスペースチャージ、郵送料、外注費、使用料、借用費、学会参加費、論文投稿費用など

注：学外機関が備品設備を大学に搬入する場合、当該搬入・搬出費は学外機関の直接支弁

学外機関負担（間接経費）

当該受託研究を実施するに当たっての管理費

- ・ 原則として研究経費の30%